

会計帳簿等閲覧謄写請求における理由の 具体性と閲覧謄写対象の限定

(東京高判平成28年3月28日金融・商事判例1491号16頁)

寺 前 慎太郎

I 事実

Y社（被告・控訴人）は、医薬品の製造・販売などを目的とする株式会社である。Y社は、Aによって設立されたが、本件訴訟が提起された当時、Aはすでに死亡しており、Aの子（長女）であるBとその夫Cが、それぞれY社の取締役と代表取締役を務めていた。なお、Aの子には、Bのほかに、長男Dと次男X（原告・被控訴人）がいる。

Y社の発行済株式総数は6万株、会計年度は10月1日から翌年9月30日までである。また、下記のXによる閲覧謄写請求の対象となったY社の会計帳簿やこれに関する資料（以下、「会計帳簿等」という）については、平成17年9月の当座預金元帳を除き、その存在が確認されている。

Y社株式4730株（発行済株式総数の約7.9%）を保有するXは、Y社に対して、平成16年度以降に作成された会計帳簿等の閲覧謄写請求を行った。その際に請求理由として主張されたのは、下記①～③の3点である。なお、Y社は、原審と控訴審での審理の過程で、Xに対してY社の会計帳簿等の一部を含む資料を送付しており、このような事情もあってか、Xは、控訴審で、請求対象となる会計帳簿等の範囲を縮小している（請求の減縮）。これに対して、以下の請求理由については、本判決が下されるまで実質的な変更はなかった。

- ① Y社は、平成17年3月に、関連会社E社から貸付金4000万円の返済を

受けたが、短期貸付金、未収入金、立替金、仮払金、貸倒引当金の合計額が前年度から変わっておらず、会計帳簿の不正操作が行われた疑いがあり、Xは、Y社の株主として、会計帳簿等を確認し、そのような疑惑の解明と不正操作に携わった役員に対する責任追及を行う必要がある（以下、「理由ア」という）。控訴審では、これに関連して、上記4000万円の一部が、E社や別の関連会社F社の口座を経由したうえで、Bによって引き出された、との推測も追加で主張された（以下、「理由アに関する追加主張」という）。

- ② 平成16年度以降、CがY社に対して自宅の一部を不当に高い賃料で貸し付け、利益を得ていた疑いがあり、Xは、Y社の株主として、そのような不正の是正と役員に対する責任追及を行う必要がある（以下、「理由イ」という）。
- ③ Y社では、Bからの有利子での貸付けをはじめとする、取締役との利益相反取引が不必要に行われている可能性があり、Xは、Y社の株主として、Bからの貸付けの必要性とその他の不必要的利益相反取引の有無を調査・確認し、場合によっては役員に対する責任追及を行う必要がある（以下、「理由ウ」という）。

原判決がこのようなXの請求を認容したため¹、Yは、控訴を行った。そして、本判決は、次のように判示し、Xの請求の一部認容に原判決の内容を変更した。

II 判旨²

1. 「会社法433条1項に基づく会計帳簿等の閲覧謄写請求をする株主等は、

¹ 長野地松本支判平成26年7月17日金融・商事判例1491号29頁。

² 以下では、本判決の判断のうち、理由アに関する部分のみを挙げ、その他の理由に関する部分については、Ⅲの中で必要に応じて言及することにする。また、判決文の引用部分のうち、〔〕内の部分は、著者による補足である。

その理由を具体的に記載しなければならない（最高裁平成……16年7月1日第一小法廷判決・民集58巻5号1214号参照）。そして、株主等に理由を具体的に記載させるのは、請求を受けた会社が閲覧等に応ずる義務の存否及び閲覧させるべき会計帳簿等の範囲を判断できるようにするとともに、株主等による探索的・証拠漁り的な閲覧等を防止し、株主等の権利と会社の経営の保護とのバランスをとることにあると解されるから、違法な経営が行われているとの疑いを調査するために上記請求をする場合には、具体的に特定の行為が違法又は不当である旨を記載すべきであると解される。」

「Xの主張する理由アは、……このことのみでは、……〔E社から貸付金の〕返済を受けた以降の全ての資金の流れを把握するというに等しく、違法又は不当であるとする行為が具体的に特定されているとはい難い。もっとも、Xは、……〔理由アに関する追加主張を行い、〕Y社からその関連会社であるE社及びF社に対して不必要又は不適切な財貨の移動がされていないかを確認する必要があることを理由として主張しているものと解される。そうすると、Xの主張する理由アは、E社からY社に返済された4000万円の資金についてE社及びF社に対する財貨の移動を通じた不正会計処理という限度において、Y社の取締役らの問題とする行為を具体的に特定していると解することができる。

そうすると、Y社からE社及びF社に対する財貨の移動を確認する旨の理由は、会計帳簿等の閲覧謄写を請求する理由として具体性に欠けるところはない認められる。」

2. 「株主等による会計帳簿等の閲覧謄写請求は、請求に当たっての理由の明示が要件とされていることからすれば、請求理由と関連性のある範囲の会計帳簿等に限って認められると解される。」

「理由アについては、……返済された4000万円が入金されたY社のG銀行の普通預金口座から、平成17年4月14日に2000万円、平成18年4月12日に1500万円、同年5月18日に300万円、同年7月20日に200万円が同銀行の当座預金口座に入金されていること……を踏まえれば、Xの主張する理由アと関

連性のある会計帳簿等の範囲は、……4000万円の貸付金の返済を受けた平成17年3月から平成18年9月30日までの間のE社及びF社に対する財貨の移動に係る部分であると認められる。」その他の部分に関しては、請求理由との関連性を認めることはできない。

III 研究

1. はじめに

本判決は、いわゆる同族会社であるY社の株主Xが、不適切な会社経営の調査と是正のために、会社に対して会計帳簿等の閲覧謄写を請求した事案において、Xの請求を一部認容したものである。

本判決の判断は、おおむね、これまでの判例・学説の見解を踏襲するものであり、その理論的な重要性が高いとはいえない。しかしながら、会計帳簿等の閲覧謄写請求に関する議論は、事例の蓄積によって発展する部分も多く、本判決は、そのような議論の発展に有益な事例を新たに提供する。また、本判決では、結論として原判決と異なる判断が下されたが、これは、控訴審での請求の減縮の影響だけによるものではない。本判決の事例的な価値をより高めるため、その原因の分析・検討を行うことには、十分な価値があると考える。

会計帳簿等の閲覧謄写請求に関しては、判例・裁判例と学説のいずれにおいても、会計帳簿（等）の意義・範囲や、いわゆる3号拒絶事由の有無が議論の中心となることが多い³。これに対して、本件では、これらの点に争いではなく、主に、請求理由の具体性、請求理由と関連性のある会計帳簿等の範囲、拒絶事由該当性の有無の3点が争点となった。このうち、最後の争点

³ これらの議論については、上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法(9)——株式会社の計算(2)』（有斐閣、1988年）209～210頁、222～224頁〔和座一清〕、江頭憲治郎＝弥永真生編『会社法コメントタール10——計算等(1)』（商事法務、2011年）137～138頁、142～143頁〔久保田光昭〕、江頭憲治郎『株式会社法〔第6版〕』（有斐閣、2015年）700～701頁、702～703頁注2などを参照。会計帳簿等の意義については、田中亘『会社法』（東京大学出版会、2016年）447頁コラム5－26も参照。

は、事案の解決との関係では重要といえるが⁴、もっぱら証拠の評価に關わり、判決文だけから検討できる範囲は限られる。そこで、本稿では、請求理由の具体性と、請求理由と関連性のある会計帳簿等の範囲についてのみ検討を行う。

2. 請求理由の具体性

(1) 本判決の内容

持株要件を満たす株主が会計帳簿等の閲覧謄写請求を行う際には、その理由が明らかにされている必要がある（会社法433条1項柱書後段）。そして、この請求理由は、具体的に記載されていなければならない。このことは、早くから学説で主張され⁵、判例としても、最高裁平成16年7月1日判決（民集58巻5号1214頁。以下、「平成16年最判」という。）によって確立した⁶。本判決と原判決は、いずれも判断の冒頭で平成16年最判を引用し、請求理由の具体性が必要なことを判示しており、この点に関しては、両判決の判断に差はない。

次に、両判決は、ともに具体性の程度に言及する。すなわち、本判決は、違法経営の疑惑に関する調査を請求の目的とする場合には、請求理由において特定の行為の違法性や不当性が具体的に記載されることを要求する。これに対して、原判決は、請求理由の具体性は、会社が請求理由に関連する会計

⁴ 本判決は、請求理由との関連性と拒絶事由の有無についての判断を通じて、最終的にXに閲覧謄写を認める会計帳簿等の範囲を画定しているからである。山下徹哉「判批（本判決）」法學教室433号（2016年）156頁を参照。拒絶事由の有無に関する本判決の判断については、出口正義「判批（本判決）」私法判例リマーカス54号（2017年）94頁、97頁も参照。

⁵ 上柳ほか編代・前掲注(3)212頁〔和座〕などを参照。

⁶ もっとも、平成16年最判の前に、最判平成2年11月8日判例時報1372号131頁（以下、「平成2年最判」という）が、理由の具体性を欠くことを根拠として請求を棄却した原判決を是認しており、請求理由の具体性は最高裁も要求していると考えられていた。そのため、平成16年最判の意義（の1つ）は、平成2年最判の前提を明確にした点にある。松並重雄「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成16年度389頁、398頁を参照。

帳簿等の特定と拒絶事由の有無について判断できる程度であればよい、と判示する。このように、両判決は、どの程度の具体性を要求するかという点で、それぞれ異なる判断を下している。この点に関する両判決の判断と当事者の主張を照らし合わせてみると、本判決の判断はY社の主張に対応しており、原判決の判断はXの主張におおむね対応しているといえる。

そして、以上の判断枠組みをもとに、両判決は、Xの請求理由の記載を審査した。原判決は、理由ア～ウ（の要点）を繰り返すだけで、特に理由を示すことなく、すべての理由について請求理由の具体性を肯定した。本判決も、結論としてはすべての理由について請求理由の具体性を肯定しているが、理由アについては、より細かな審査を行っている。具体的には、本判決は、Xが原審から主張している内容では、違法あるいは不当な行為が特定されていないと否定的な評価を下したが、理由アに関する追加主張の内容を踏まえ、理由アの内容を捉え直し⁷、ほかの理由と同様に請求理由の具体性を肯定した。

(2) 分析・検討

このように、本判決と原判決は、結論において同じものであるといえるが、そこにいたる過程に違いが見られる。これは、判断枠組みのレベルでの違い、特に、請求理由の具体性をどの程度まで要求するかという点の違いによる。そこで、以下では、この点に焦点を絞って検討を行う。

本判決は、上記の解釈をとる理由として、請求理由の具体性は、①請求を受けた会社の負担軽減に配慮するとともに、②「株主等の権利と会社の経営の保護とのバランスをとる」ために必要と解される、ということを指摘する。これに対して、原判決の判断については、判決文の中で根拠が示されて

⁷ 山下・前掲注(4)156頁は、この部分を「理由アを限定的に解釈し」と評価する。また、出口・前掲注(4)97頁は、（本稿の表記でいう）理由アにあたる部分を「請求の目的」、理由アに関する追加主張にあたる部分を「その具体的特定性に係る記載」として位置づける。

いないものの、その判断内容からすれば、①だけが重視されていると思われる。このように、両判決は、請求理由に具体性を求める根拠として異なる点を重視しており、先行評釈でも、このような観点の違いがそのまま判断内容の違いにつながった可能性がある、と指摘されている⁸。

もっとも、原判決のように①だけを重視すると、会社の営業秘密に関わる情報が外部に流出するという、会計帳簿等の閲覧謄写請求制度の負の側面が前面に出てきてしまいかねない。この場合、請求時に対象とする会計帳簿等が特定されてさえいれば、「取締役の違法な経営を調査し、それを是正するため」といった抽象的な理由に基づく請求であってもよいことになり、特定のやり方次第で、あらゆる会計帳簿等について閲覧謄写が認められる可能性があるからである⁹。このような問題を回避できるという点からすれば、本判決の判断の方が適切であるといえる。

また、本判決と原判決の間には、平成16年最判の理解について違いがあり、それが判断内容の違いに影響を及ぼしたのかもしれない。平成16年最判は、上記のとおり、請求理由の具体性をはじめて明示的に要求したが、その部分に續いて、次のように判示する。すなわち、「請求をするための要件として、その記載された請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証を要すると解すべき法的根拠はない」。この判示そのものは、会計帳簿等の閲覧謄写を請求する株主の負担を和らげるものとして異論のないところである¹⁰。しかしながら、そこから、請求理由に求められる具体性の水準に関して手がかりを得ることはできず、この点は、今後の課題とされていた¹¹。そして、平成16年最判以降の裁判例に目を向けると、著者が判決文にアクセスできたものだけでも、原判決のように(A)会計帳簿等の特定性と

⁸ 山下・前掲注(4)156頁。

⁹ 岩原紳作「判批（平成2年最判）」ジュリスト1056号（1994年）155頁、157頁。ただし、有力な学説の中には、前田雅弘「判批（平成2年最判の原判決）」商事法務1207号（1990年）23頁、25～26頁のように、①の観点をより重視するものもある。久保大作「判批（平成16年最判）」岩原紳作ほか編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2016年）158頁、159頁も参照。

拒絶事由の有無を判断できればよいとするもの¹²、本判決のように(B)特定の行為が違法・不当であること（の疑い）の指摘を求めるもの¹³、さらには、(C)具体性の水準に言及しないもの¹⁴がある¹⁵。これらの裁判例を整合的に説明することは難しく、上記の課題は、今なお残されているといわざるを得ない。このような議論状況からすれば、本判決と原判決の間で平成16年最判の理解に違いが生じていたとしても、さほど不自然ではない。

しかし、平成16年最判の理解としては、上記3つの立場のうち、(B)がより正確であると考えられる。平成16年最判の原告は、会計帳簿等の閲覧謄写請求にあたり、その理由としてさまざまなものを作張したが、最高裁が判断の

¹⁰ 会計帳簿等の閲覧謄写請求制度は、株主が取締役などによる違法あるいは不当な行為の事実について調査するための仕組みであるにも関わらず、仮に、請求時にそのような事実の客観的な存在を証明することを株主に要求すれば、制度の存在意義が失われてしまうからである。松井智予「判批（平成16年最判）」法学教室295号（2005年）172頁、173頁、松尾健一「判批（平成16年最判）」商事法務1848号（2008年）40頁、42～43頁、久保・前掲注(9)159頁など。ただし、本文の基準にしたがい、理由の具体性が肯定されたとしても、計算書類などに根拠がないような請求は、1号拒絶事由や2号拒絶事由の存在を理由に認められない可能性がある。松並・前掲(6)400頁。

¹¹ 松井・前掲注(10)173頁、久保・前掲注(9)159頁。

¹² 東京地判平成18年11月22日判例集未搭載（平成18年〔ワ〕第19285号・LLI/DBL06134745）、東京地判平成21年3月26日判例集未搭載（平成19年〔ワ〕第16791号・LLI/DBL06430124）。

¹³ 名古屋高判平成19年8月23日判例集未搭載（平成19年〔ネ〕第450号・LEX/DB28140149）、東京地判平成26年7月22日判例集未搭載（平成25年〔ワ〕第31594号・LEX/DB25520438）。

¹⁴ 東京地決平成19年6月15日金融・商事判例1270号40頁（東京高決平成19年6月27日金融・商事判例1270号52頁でも是認）、東京地判平成17年11月12日判例タイムズ1209号269頁（平成16年最判の判示内容を引用するのみ。東京高判平成18年3月29日判例タイムズ1209号266頁でも維持）、東京地判平成23年12月27日判例集未搭載（平成22年〔ワ〕第36082号・LEX/DB25490151）、東京地判平成23年12月27日判例集未搭載（平成22年〔ワ〕第45560号・LEX/DB25490152）、名古屋地決平成24年8月13日判例時報2176号65頁、東京地判平成28年1月18日判例集未搭載（平成26年〔ワ〕第29900号・第29917号・LEX/DB25533129）。

¹⁵ ほかにも、拒絶事由の有無だけが争点となった裁判例として、東京地判平成25年1月21日判例集未搭載（平成24年〔ワ〕第22304号・LEX/DB25510115）と東京地判平成28年4月27日判例集未搭載（平成27年〔ワ〕第2252号・LEX/DB25535296）がある。

前提とした（「事実関係の概要等」の項目で取り上げた）のは、その中でも行為の違法性や不当性が比較的明確だったものに限られていたからである¹⁶。よって、この観点からも、本判決の判断の方が適切であったと評価できる。

3. 請求理由との関連性が認められる会計帳簿等の範囲

(1) 判断枠組み

本判決は、2. で検討した判断に続いて、会計帳簿等の閲覧謄写請求が認められる範囲を請求理由と関連性がある会計帳簿等に限定する旨の判示を行い、それに該当する会計帳簿等の範囲について検討する。閲覧謄写の対象となる会計帳簿等の範囲を限定することが、株主に一定の具体性を備えた請求理由を要求することの効果・機能の1つであり¹⁷、この部分に関しては、本判決の判断に問題はない¹⁸。

なお、原判決では、請求理由と閲覧謄写を認める会計帳簿等との関連性が独立した争点となっておらず、この点についての判断がないようにも読める。しかし、原判決は、この点を無視しているわけではなく、判断の結論部分（金融・商事判例1491号31頁右段）でそのような関連性を肯定する旨を判示している。ただし、そこでの審査は、相当緩やかなものであり、その根拠も明らかにされていない。

¹⁶ 松並・前掲(6)399頁。山下・前掲注(4)156頁でも、平成16年最判について同様の評価が示されており、このような評価と本判決の整合性が指摘されている。

¹⁷ 江頭憲治郎=中村直人編著『論点体系会社法3——株式会社Ⅲ』（第一法規、2012年）506頁〔小松岳志〕。

¹⁸ 出口・前掲注(4)97頁。この部分に関しても、平成16年最判との整合性は確保されている。平成16年最判は、請求理由の具体性を肯定したうえで、事件を原審に差し戻しており、その際の理由として、「閲覧謄写を認めるべき会計帳簿等の範囲等」が挙げられているからである。なお、平成16年最判の事案では、原告の請求理由の中に、譲渡制限株式の譲渡に向けた株価の算定というものがあり、この目的との関係で閲覧謄写の対象をどのように限定するかが注目されていた。しかしながら、この事案では、差戻審での審理中に和解が成立し、この点についての判断が示されることになった。以上については、松尾・前掲注(1)44頁を参照。

(2) 事案へのあてはめ

事案へのあてはめに関する本判決の判断は、次のとおりである。請求理由の具体性について審査する際に、理由アは、E社から返済を受けた4000万円の使途に関連してY社役員の不正行為が疑われ、その調査のために、Y社からE社とF社に対する財貨の移動を確認する、という形に捉え直された¹⁹。これを前提にして、本判決は、理由アと関連性のある会計帳簿等の範囲を、平成17年3月から平成18年9月30日までの期間を対象とする会計帳簿等のうちE社とF社に対する財貨の移動に関する部分に限定した。ここでの判断にあたっては、平成17年4月14日から翌年7月20日までの間に、一定の金額が、上記の4000万円が入金されたY社のG銀行の普通預金口座から同銀行の当座預金口座に合計4回移された、という事情が考慮されている。

このうち、閲覧謄写が認められた会計帳簿等の範囲の限定する際に設定された期間に関する判断については、その理由づけが必ずしも十分とはいえないように思われる。本判決が認めたのは、上記のように、平成17年3月から翌年9月30日までの会計帳簿等（より具体的には、定期積金元帳、定期預金元帳、普通預金元帳）の閲覧謄写であり、対象期間の開始時点にあたる平成17年3月は、E社から貸付金の返済を受けた時期である。このことは、判決文でも明示されている。これに対して、対象期間の終了時点が平成18年9月30日とされた理由は、明らかにされていない。Xの主張に応答する部分に、「理由アが……貸付金の返済金の使途に係る疑問を内容とするものであり、返済された4000万円が振り込まれた普通預金口座から平成18年7月20日までの間に同金額が当座預金口座に入金されたことからすれば、平成17年3月より前の期間及び平成18年10月1日以降の期間の会計帳簿は、理由アとの関連性を欠く」との判示があるが、ここでもやはり対象期間の終了時点の設定について十分な理由づけがされていると評価することはできない。本判決の結論を疑問なく受け入れるために、返済金（と思われる資金）が普通預金口座

¹⁹ 請求理由の具体性に関する判断の中での位置づけについては、前掲注(7)に対応する本文を参照。

から当座預金口座に移動し終わったとされる平成18年7月20日と、対象期間の終了時点である同年9月30日との関係が、判決文の中で明らかにされるべきであった²⁰。

* 本稿は、信州大学法学研究会での報告をもとにしたものである。

* * 脱稿後、三浦治「判批（本判決）」税務事例49巻6号（2017年）52頁、藤林大地「平成28年度会社法関係重要判例の分析〔下〕」商事法務2141号（2017年）51頁に接した。

²⁰ 理由になりうる事情としては、Y社の会計年度によれば、平成17年度の最終日が平成18年9月30日になるということが考えられる。しかしながら、この事情が対象範囲の終期に関する判断に決定的な影響を与えたとは思えない。